

## 新型コロナウイルス感染症に関する主な支援策(事業主向け)

### 新型コロナウイルス感染症に関する主な支援策

対象	支援策	概要
すべての事業所	<a href="#">水道料金の基本料金の減額</a>	6カ月間(令和2年7月または8月請求分から)80%減額
店舗・施設等の休業要請に応じた	<a href="#">愛知県・市町村新型コロナウイルス感染症対策協力金(県・市連携事業)</a>	50万円(1事業所当たり) ※6/30申請受付終了
上記のうち、愛知県の支給対象から漏れた	<a href="#">愛知県・市町村新型コロナウイルス感染症対策協力金(岡崎市単独事業)</a>	25万円(1事業所当たり) ※6/30申請受付終了
業績が大幅に悪化(売上げ半減)	<a href="#">持続化給付金</a>	感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金を支給 上限:中小法人等200万円、個人事業者等100万円
事業主向け 従業員の雇用を維持したい	<a href="#">雇用調整助成金</a>	従業員に対して、一時的に休業、教育訓練などを行って雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金などの一部を助成
	<a href="#">小学校休業等対応助成金</a>	子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給(賃金全額支給)の休暇を取得させた事業主への助成金
	<a href="#">小学校休業等対応支援金</a>	小学校等休校で契約した仕事ができなくなったフリーランス(委託を受けて個人で仕事をする保護者)のかたへの支援金
資金繰りのため融資を受けたい	実質無利子・無担保融資等	愛知県新型コロナウイルス感染症対応資金 要件により、当初3年間分利子補給・保証料補助あり
		新型コロナウイルス対策マル経融資 当初3年間金利▲0.9% ※融資対象・条件などあり。事前に問い合わせを。
	<a href="#">信用保証料に対する補助金(緊急経済対策保証料補助金)</a>	セーフティネット4号、5号、危機関連保証認定関連融資資金に係る信用保証料を補助 信用保証料額の100%・上限100万円(1年度当たり1回限り)
税金が支払えない	<a href="#">各種納税の徴収猶予</a>	収入が概ね20%以上減少し、納付が困難な場合
テレワークを導入したい	<a href="#">テレワークアドバイザーの無料派遣</a>	アドバイザーを派遣し、テレワーク及び働き方改革に関する助言や提案を実施。 1事業所3回を上限。1回2時間まで。

### 最新情報・活動報告はコチラから!

- ★H P★
- ★Twitter★ @odatakayuki1984
- ★facebook★

**小田たかゆき**  
LINE公式アカウント  
始めました!!  
ぜひご登録を!



小田  
たかゆき

# 市政レポート

昭和59年、岡崎市柱町で、3人兄弟の長男として生まれる。岡小→南中→北高でサッカーに夢中な日々を過ごし、卒業後18歳でサッカーの母国イギリスにわたりコーチングライセンスを取得。帰国後、関西学院大学・大学院(兵庫)で都市計画、災害対策を学ぶ中、中国の四川大地震、東日本大震災、山間部の豪雨災害に被災した現場を訪れる。卒業後、京都の小さなNPO法人に就職し、専門性を活かした職務に従事する。若者の意見が政治に届いていない現状を、仕事や学生時代の仲間と話しをする中で疑問に感じ、28歳で、自ら三田市(兵庫)の市議会議員選挙へ立候補するも思い届かず落選。その後、ふるさとの岡崎で政治を一から学ぶことをここに誓い、3年間、愛知県議会議員の秘書として愛用のバイクで岡崎を走り回り続ける。平成28年、岡崎市議会議員選挙に立候補し初当選。

## 新型コロナウイルス感染症に関する主な支援策(個人向け)

### 新型コロナウイルス感染症に関する主な支援策

対象	支援策	概要
すべての人	<a href="#">特別定額給付金</a>	一律1人10万円を給付 住民基本台帳に記載されているすべての人(4/27時点)
離職等で住居を失った・失うおそれがあるかた	<a href="#">住居確保給付金</a>	家賃実費支給(上限あり)、支給期間:原則3カ月(最長9カ月) ※世帯の収入・資産等による要件あり
	<a href="#">市営住宅の提供</a>	住宅の退去を余儀なくされているかたに対して市営住宅などを提供
子育て世帯	<a href="#">子育て世帯への臨時特別給付金</a>	児童手当の受給者に対し、子ども1人当たり1万円を給付
ひとり親世帯	<a href="#">ひとり親世帯臨時特別給付金</a>	児童扶養手当の受給者や新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が、児童扶養手当の対象となる水準に下がったかたに対し、1世帯に5万円を給付。第2子以降に3万円を給付 ※詳細は未定
感染等により仕事を休むとき	<a href="#">傷病手当金(国民健康保険)</a>	国民健康保険の被保険者で給与の支払いを受けている方 直近の継続した3か月の給与収入の合計額÷就業日数×2/3×日数
	<a href="#">傷病手当金(後期高齢者医療制度)</a>	後期高齢者医療制度の被保険者で給与の支払いを受けている方 直近の継続した3か月の給与収入の合計額÷就業日数×2/3×日数
収入が減って家計の維持が難しい	<a href="#">緊急小口資金(特例貸付)</a>	10万円以内(学校等の休業等の特例20万円以内) 据置期間:1年以内、償還期間:2年以内、無利子・保証人不要
	<a href="#">総合支援資金(特例貸付)</a>	2人以上世帯は月20万円以内、単身世帯は月15万円以内、原則3カ月まで、 据置期間:1年以内、償還期間:10年以内、無利子・保障人不要
すべての世帯	<a href="#">水道料金の基本料金の減額</a>	6カ月間(令和2年7月または8月請求分から)80%減額
市立小中学校の児童・生徒	<a href="#">給食費の無償化</a>	学校再開から令和2年9月まで
市内公立保育園・こども園、私立保育園、市内在住の園児が通う市内外の私立幼稚園・こども園の園児	<a href="#">給食費の無償化</a>	緊急事態宣言解除の翌月から令和2年9月まで
税金が支払えない	<a href="#">各種納税の徴収猶予</a>	収入が概ね20%以上減少し、納付が困難な場合
国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料が支払えない	<a href="#">保険料の猶予・減免</a>	新型コロナウイルスの影響により一定程度収入が下がった場合
国民年金保険料が支払えない	<a href="#">保険料の納付猶予・免除</a>	新型コロナウイルスの影響により一定程度収入が下がった場合
電気・ガス・電話料金などが支払えない	料金の未払いによる供給停止の猶予など	置かれた状況に配慮し、猶予などの対応を各事業主に要請